

# 事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方（概要）

---

2026年5月



金融庁

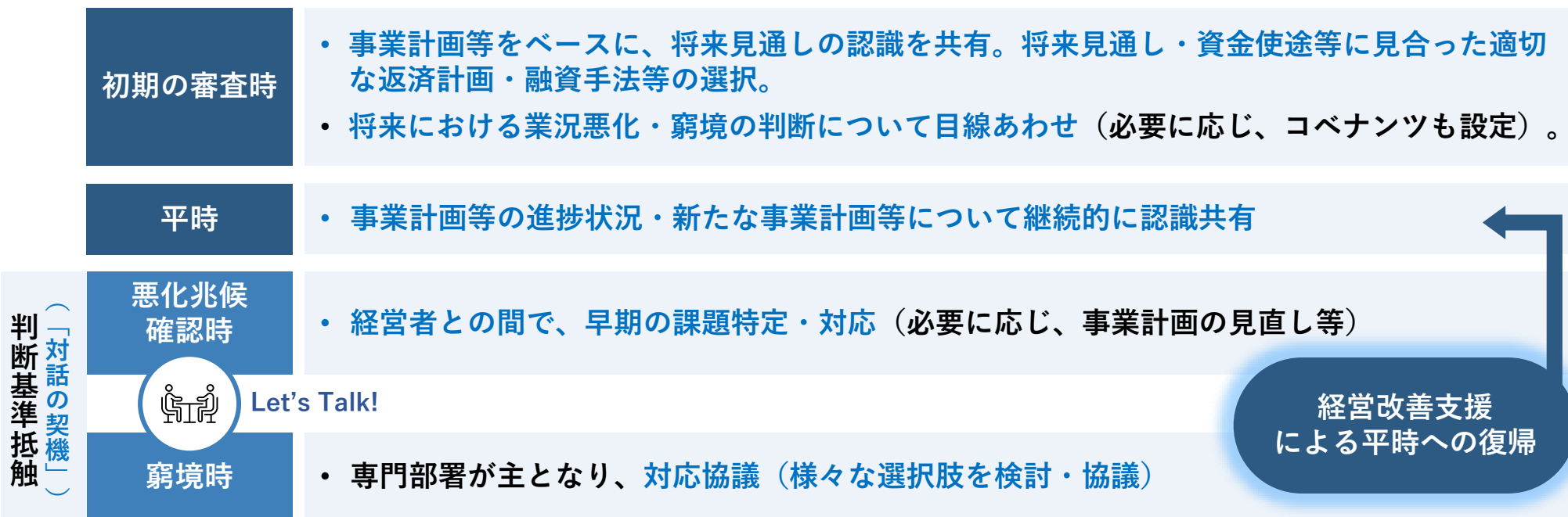
Financial Services Agency, the Japanese Government

# 事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方（1/2）

## ■ 現場の融資担当者との議論等を踏まえ、事業性融資推進法の施行（企業価値担保権制度の導入）にあわせ、事業性融資に関する基本的な考え方を整理・公表

- ① 事業性融資（「事業の将来性」に基づく融資）のためには、事業者と金融機関の間で、**事業の実態と将来見通しについて継続的に認識共有・コミュニケーションを図る必要**。

【信頼関係の構築（「事業の将来性」に着目したコミュニケーション）のイメージ】



（※）コミュニケーションを担う人材の育成も重要（「業種別支援の着眼点」等も活用）

## 事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方 (2/2)

### ② 企業価値担保権付き融資では、「事業の将来性」を債務者区分・格付に反映。

- 企業価値担保権は、**事業継続性や事業見通しの蓋然性を将来にわたり支える法的基盤**
- 企業価値担保権という**確かな法的基盤の下、継続的なコミュニケーション・金融機関の支援等を踏まえ、債務者区分・格付への「事業の将来性」の反映が可能に**（従来、「事業の将来性」の反映は限定的）

- ✓ 企業価値担保権の活用を通じた**将来の業況悪化回避の可能性を債務者区分等に織り込む。**
- ✓ 例えば、**赤字・債務超過などの過去の指標・事業清算時に係る評価に囚われず、将来・定性情報を考慮して信用リスクを評価し、債務者区分・格付を付与することも合理的な判断に。**

（注）金融機関による事業者支援や事業計画等の継続的なフォロー及び必要な見直し等の態勢整備が前提。

### ③ 今後の方向性

- 事業性融資にあたっては、事業者だけでなく、**金融機関にも新しい挑戦が必要。一定の試行錯誤が想定されるものの、失敗を過度に恐れることなく、改善を積み重ね、挑戦を続けていくことが重要。**
- 企業価値担保権は全く新しい法制度。**制度趣旨が十分に理解されることが必要。利用件数の多寡ではなく、その本旨に沿って質の高い取組が進められるよう、現場の担当者等の声を聞きながら、取組を後押し。**
- 今後、取組状況を踏まえつつ、事例の公表や本文書の見直し・追補等も含め、必要な対応を行っていく。